

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る  
募集要項（案）に係る聚楽保育所保護者説明会（摘録）

- 1 日 時 ①令和元年9月18日（水）午後5時00分から午後6時35分頃まで  
②令和元年9月19日（木）午後7時00分から午後9時10分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所 ホール
- 3 出席者 幼保総合支援室 村上公営保育所業務推進課長，天川保育内容向上課長，  
西村担当係長  
保育所 所長ほか  
保護者 ①8名，②18名
- 4 配布資料 募集要項の修正箇所

5 説明会の内容【○：保護者，⇒：京都市】

①令和元年9月18日（水）午後5時00分から午後6時35分頃まで

⇒ 京都市の資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。今回の募集要項に係る審議につきましては、計5回の選定部会を開催いたしました。その5回の資料と会議録につきましては、皆さんにお配りしている状況です。ただし、5回目の分につきましては、昨日配りましたので、まだ十分に御覧になられていない方がおられるかもしれません。

本日の資料につきましては、保護者会からいただきました御意見や提案内容を踏まえ、最終的に募集要項に反映するものについてまとめさせていただいております。修正前が、京都市が当初提案した内容になっており、修正後が、最終的に部会を踏まえてまとめさせてもらっている部分になっております。変更内容につきましては、下線を引いております。

当初の京都市案では、「移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。また、「現在」とは移管前年度のことを指します。」と冒頭の欄外に書いておりました。

具体的に「当分の間」とは、聚楽保育所而言えば、令和3年度に移管となるので、その前日である令和3年3月31日までに入っている児童が卒所するまでの間のことです。また、「現在」というのは、令和2年度のことを指すということになります。

項目によって「当分の間」が入っていたり入っていなかったりといった状況でしたので、冒頭に「特に期間に定めのない事項においては、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。」という形で、説明しております。

続きまして、「施設長」でございます。

「施設長」における変更点につきましては、「いずれも常勤での経験とする。」という文言を追記しております。委員の中でも、やはり施設長については、一定常勤で責任のある立場で勤めていたことが必要な条件であるといった意見があり、常勤での経験と定めることになりました。

続きまして、「保育士」についてです。

まず、経験年数につきましては、常勤換算するといったところを変更しております。常勤換算について、1日8時間働いた場合、週40時間となり、こういった方を常勤と言っていますが、例えば、1日4時間働かれる方而言えば、週20時間いわゆる半分になりますので、この場合、常勤換算すると、2年間働いて1年とみなすということになります。

次に、「乳児保育経験者」について、今回「1年以上」という文言が追加されました。これまでこういった年数の制限がなく、保護者の方からも1日でもよいのかという御意見があり、募集要項上而言えば、それでも問題ないことになってしまいますので、最低1年以上の

経験は必要に変更しております。

続きまして、「施設長を除く全保育士の」という文言を追記してございます。「保育士等として経験5年以上の保育士を施設長を除く全保育士の1/3以上」の「1/3」がどれにかかるのか分かりづらいということもございましたので、施設長を除く全保育士の1/3以上は、常勤として5年以上の保育士を配置するという条件となっております。

次に、新たな項目として、「新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の1/3以下とすること」という条件を設けております。こちらにつきましては、「5年以上の経験者が全体の1/3以上であれば、残り2/3は新採でもよいのか。」といった御意見を保護者会からいただいております。これまでの要項上、問題ないこととなりますので、一定の制限をかけるため、1/3以下とすることという制限を設けました。

続きまして、「引継ぎ・共同保育」についてでございます。

まず、「期間及び日数」のところ、京都市の保育士の1日の就労時間は7時間45分になってますので、そちらを明記しました。こちらは保護者会から御提案いただき、採用したものでございます。

また、「原則週1日以上」の「以上」という文言を追記しております。こちらについても、保護者会から御提案いただいた内容でございます。

さらに、新たに「全体フリー予定者1名」を設定し、移管前年度に「引継ぎ・共同保育」に来ていただく法人等の職員が1人増えました。こちらにつきましては、クラス担任予定者が前年度に引継ぎに来ますが、移管後に何らかの事情があつて辞めないといけない状況に対応できるように保護者意見を踏まえ、追加したものです。全体フリーとして、6月から12月までの間、原則週2日以上来ていただき、1日は乳児、1日は幼児をみる形で、乳児幼児両方ともみれる形で入ることとなっております。1月から3月については、週5日間になるので、具体的な入り方は明確に決まっておりますが、全体をみていただく形で「引継ぎ・共同保育」を進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページになります。

同じく「引継ぎ・共同保育」の関連で、新規項目を追加しました。こちらにつきましては、保護者会から提案いただきました内容に若干文言を補足した形になっております。

「移管前年度の」という言葉を追記しておりますが、内容につきましては、聚楽保育所の勤務シフト、早番は7時からの勤務、遅番は10時からの勤務もございまして、勤務ごとの保育内容をきちんと伝える目的で追加しております。8時30分から17時15分までだけを引き継ぐわけではなく、朝番や遅番の業務内容についても、法人の職員に伝えます。

次に、「引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も原則6箇月以上、当該保育所で保育に従事すること」も項目で、保護者会から御提案いただき、追記しました。

続きまして、同じく「引継ぎ・共同保育」の3つ目について、若干文言は修正していますが、御提案いただいた内容に合わせて、「適切に対応すること」という部分を追記した形となっております。

続きまして、「職員の育成」についてです。

こちらにつきましては、先ほど御説明させていただきました修正前の「当分の間」を削除した形になっております。

続きまして、新規に追加した項目でございます。

「障害児保育に当たっては、保育士等キャリアアップ研修をはじめとする研修に積極的に参加すること」としております。保護者会からは、「計画的に保育士等キャリアアップ研修を受講させること」といった御提案がございましたが、元々「市が指定する市営保育所職員研修に出席すること」を条件としており、聚楽保育所の保育を引き継ぐに当たって市の研修を受講することになるので、そのうえさらにキャリアアップ研修も受講する場合、保育体制が非常に厳しくなりますので、まずは市の研修を受講していただくことになりました。

また、キャリアアップ研修については、平成29年度から始まったものであり、研修を受講することで、職員の処遇改善につながるものでございます。しかしながら、開始されたばかりであり、京都市全体の保育士の中でも、平成30年度時点で受講修了証発行が1200～1300ほどしかなく、全体の1割にも満たないような状況です。研修が浸透していない中で、条件付けすることは非常に厳しいといった意見があり、キャリアアップ研修については、条件としないこととなりました。

なお、保護者会からは障害児保育経験者配置の御要望もありましたが、市営保育所でも職員全員が障害児を担任するというわけではない中、研修が大事だという御意見があり、キャリアアップ研修以外の研修についても、積極的に参加して欲しいということから、こういった文言が追記されました。

続きまして、「自己評価チェックシート」について、保護者会からも御提案をいただきました。市で活用している自己評価チェックシートに記載されている内容で追記しております。

続きまして、「第三者評価の受審」についてです。聚楽保育所につきましては、平成25年度に第三者評価を受審しておりますが、その後、項目や評価が変わっている部分がございます。そういったところの類似項目について、総合的に判断してその結果を下回ることがないよう努め、下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表することといった御提案をいただきました。選定部会の中では、当然比較して評価が下がった部分については、改善する必要があり、三者協議会でも報告のうえ、保護者の方にも伝えるべきであろうという意見がありました。しかし、市営保育所が受審した場合であっても、必ずしも常に一定の評価を取れるか分からない、年度によっては評価が下がる項目があるので、1項目評価が下がったからと言って移管によって評価が下がったとまで公表する必要ないであろうとといった御意見があったことから、「また、その結果について、移管前に受審した評価項目と比較検証し、下回る項目については改善策を市に報告すること」に変更しております。

続きまして、「三者協議会の設置」についてです。こちらにつきましては、「当分の間」を削除しております。

続きまして、三者協議会の保育体制につきましては、現状の聚楽保育所では、ほとんどの会議が19時から21時に実際されていますので、「最長21時まで」という形で追記しております。

続きまして、「保護者対応」です。「お泊り保育を含む。」という文言を入れさせていただいております。保護者会からの御提案では、「宿泊を伴う交流会」という記載でしたので、「宿泊を伴う交流会」が良いということであれば、訂正させていただこうかと思っております。

続きまして、「保育内容全般」についてでございます。こちらにつきましては、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、そのことについてホームページ等で公表することに修正させていただいております。

次に、3ページになります。

「障害児保育」でございます。当初案では、「積極的に受け入れるよう努めること」としておりました。保護者会からは、「障害の程度・内容による差別なく、積極的に受け入れること」という御提案をいただいておりますが、「現在の市営保育所と同様の考え方で、障害の程度や内容によって受入れを拒否することなく障害児を受け入れること」とし、「努めること」ではなく、「受け入れること」に修正しております。

次の「配慮の必要な子どもの受入れ」につきましても同様に、「努めること」という部分を修正し、「現在の市営保育所と同様の考え方で受け入れること」にしております。

続きまして、「年間行事」についてでございます。

こちらの方は保護者会から御提案いただいたとおり、「協議すること」という部分を「合意を得ること」に修正しております。

続きまして、「宗教的な保育」でございます。

こちらについては、保護者会から、「特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定せず」といった文言を御提案いただきましたが、保育理念上の文言について、確認が難しいという部分もございましたので、「宗教的な行為に基づく保育活動等は行わないこと」に修正しております。

続きまして、「給食・調理」です。

こちらにつきましては、保護者会からは、「宗教食等」や「文化的背景」という言葉を追記するよう御提案いただいておりますが、「文化的背景」とした場合、範囲が広がるという意見もあり、「外国に文化的背景をもつ子ども」に修正しております。食事の部分につきましても、「現在の市営保育所と同様の考え方で対応すること」に変更しております。

4ページを御覧ください。

保護者会から、「三者協議会設置要領」について御提案をいただきましたので、そちらの修正箇所をまとめております。

まず、「成立要件」でございます。

「成立要件」につきましては、元々の案にはありませんでしたので、御提案いただいた内容で追加することになりました。

続きまして、「協議事項」です。

「協議事項」の(3)について、保護者会から御提案いただいたとおり修正しております。

続きまして、「会議」につきましては、保護者会からは、毎月1回という提案や臨時開催という提案があり、さらに、事前協議も行うという非常にタイトなスケジュールの提案になっております。しかしながら、実際にこれまで移管した保育所では、2箇月に1回開催している状況であり、臨時開催も実施しておりますので、実態に即し、無理なく保護者代表の皆様が集まっただけのように2箇月に1回を基本に開催することとし、必要があれば、臨時開催をすることになっております。また、事前協議につきましても、事前に集まるよりも資料を事前に提示し、当日の会議を円滑に進めることができるように修正しております。

続きまして、「傍聴」についてです。

これまでは、三者協議会に出席される保護者の子どものみ保育し、傍聴者には保育を提供していないという状況であり、三者協議会設置要領上も明記していない状況でございました。御提案に基づき、傍聴者についても保育が必要ではないかという意見があり、保育を提供することとしております。しかし、たくさんの方が傍聴に来られても、実際の職員体制がままならないこともございます。さらに、事故があった場合、通常の保育時間外のことでございまして、その辺については課題があるという意見があり、その点を明記したうえで、今後整理していくため、このような記載をさせていただいております。

最後、「庶務」でございます。

三者協議会については、これまで我々が概要を作成し、法人に確認のうえ、保護者に配布するという方法が多かったですが、出席された保護者代表の方に確認を取っていただき、三者確認のうえで、全保護者に配るということとなりました。

変更点については、以上となっております。

併せまして、今後のスケジュールについて説明させていただきたいと思っております。

現在、お配りしている資料における変更内容につきましては、5人の選定委員の方に確認を取っており、これに基づき、募集要項を修正のうえ、市の内部で決定します。今回、本日の説明会の開催案内に記載させていただきましたが、保護者のページの締切を10月11日とさせていただいております。保護者のページは、募集要項に参考資料として添付させていただいており、その中に聚楽保育所のこういうところを引き継いで欲しいとか色々な保護者の方の思いを記載させていただいております。保護者のページを提出していただいた後、10月中旬から下旬にかけて法人の募集を開始したいと思っております。募集締切については、11月末頃を予定しており、12月から1月にかけて審査を実施していきたいと思っております。

ます。審査につきましては、書面審査、実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を行ってまいります。その中の実地審査について、申請資格は認可保育所・認定こども園もしくは認可幼稚園を運営されている法人等が対象となっておりますので、申請者が京都市内で運営されている施設に行きます。実地審査においては、1箇所につき最大3名の保護者に同行していただきます。2法人あれば、2箇所になります。この3人が同じ方か、別の方かという点は保護者会にお任せしますので、どなたが同行されるのかをお聞きします。1月には候補者を決定する予定ですが、候補者の決定までは、どこの法人が応募したかについては公表しないこととなっておりますので、情報共有は同行された保護者間限りで留めていただく形で同行していただきます。審査後、候補者が決定しますが、最終的には、2月市会に京都市保育所条例の改正案を提案し、可決されて初めて移管先法人が決定となります。そのうえで、令和2年4月から、三者協議会を開始するとともに、園長予定者や主任予定者、担任予定者への引継ぎ・共同保育が順次始まるという状況になります。

説明は以上です。御質問があればお伺いします。

- 一番基本のところですが、以前配っていただいた募集要項について、今日は移管後の運営に係る基本事項のところしか説明されていません。他のところは一切修正がないということですか。
- ⇒ そうです。当初案について7月の説明会で説明させていただきましたが、今回はその後変更になった移管後の運営に係る基本事項について、選定部会の各委員に確認した内容を説明しました。今回の内容を募集要項に反映するとイメージしてもらえれば結構です。まだ市の内部で決定したわけではありませんが、法的に問題があるとか、重大な瑕疵がない限りはこの内容で募集を開始することになります。
- 児童館編は特に審議された雰囲気はありませんが、移管後の運営に係る基本事項の保護者会案に対する審議のようなものは行わないまま募集するのですか。
- ⇒ 現在、指定管理という形で選定する基準に準じているので、変更した場合、ほかの児童館と選定方法が異なることになります。基本的には、じゅらく児童館も含めて指定管理で5年に1回募集しており、同様の内容で審査しているのです、修正等はありません。
- 児童館編では、移管後毎年チェックが入るというわけではないのですか。
- ⇒ 児童館は5年に1回です。
- 移管後は。
- ⇒ 実際移管になった場合の話ですか。
- 移管になった場合の話です。移管になると、要は市の委託じゃなくなるのですね。
- ⇒ 市の委託です。
- 委託になる。なにか今と体制が変わるのですか。
- ⇒ 変わります。今は指定管理で5年間同じ運営者が運営されています。当然、継続になれば体制が変わらない状況があるかもしれませんが、基本的には5年に1回変わります。それに対し、今回の方式では、児童館の委託事業として民間に直接お願いすることになります。今後、その事業者にずっと委託し続けることになります。これまでは5年に1回変わる可能性がありましたが、それが変わらない状況になるということです。
- ずっとそこがやることになるということですか。
- ⇒ はい。
- となると、もっと厳しい審査をした方が良いのではないかという感じがしますが、そうではないのですか。
- ⇒ 選定に当たっては現状でも厳しく実施されています。他に委託している児童館もあり、そこはずっとやっています。その中で児童館の監査もあります。
- 児童館の監査はどれぐらいの頻度ですか。
- ⇒ 児童館の監査を担当する部署があります。書面での監査を原則として年1回、実地の監査

を原則として3年に1回、問題がある場合は特別指導監査を行うという規定があります。

- 分かりました。
- 募集要項について、これを基準に応募していただき、これが絶対守られるものと思ってよいのですか。最低努力義務という体裁なのか、こども園とかが移管先になったら、大きく変わると思いますが、この募集要項の条件を守って欲しいと保護者は言えるのですか。
- ⇒ 移管後の運営に係る基本事項に準じていただきます。
- これが守られていない場合、例えば、6箇月以内にたくさん職員が辞めたとかいう話も聞きますし、乳児保育経験者として引継ぎに来ている保育士なのに、おむつを替えたことがなという事例もあったと聞いて驚きました。乳児保育経験と言っても2歳後半、ほぼ3歳になってるような子どもしか保育したことがないため、おむつを替えたこともないという先生が来たということを知り、それで経験があると言われても、親の方はやっぱり怖いと思います。常勤換算で1年以上の乳児保育経験者を3人確保し、最低限各クラス1人ずつかなと思いますが、引継ぎに来た先生が今の流れを見ていただき、民間移管してから、他の保育士にしっかり伝えてくれるのか、園の方針で保育が変更されたら嫌だなと思います。やっぱり引継ぎが重要なと思うので、守ってくださいねと保護者から言って通るものなのですか。応募の時だけ「やります、やります。」って言われても。
- ⇒ 実際に書いてあるので、三者協議会などで「こう書いてあるよね。」と言っていただけます。認定こども園の場合でも、認定こども園は制度的にもだいぶ違うのではないかという話があるかもしれませんが、保育内容をそんなに変えているわけではないので、認定こども園になって変わっていることはないと思います。これまでの移管先法人の中にも、認定こども園を運営されているところもありますが、認定こども園だから何かを変えたとかは聞いていません。
- 認定こども園でなくても、市がのびのびさせてくれているかなと思いますが、移管後はそれが厳しくなったり、団体行動しなさいとかあったり、今問題になっている散歩が増えたり減ったりとか、プールの回数が変わるとか聞くので、これを最低守ってくれますよねと言えるものが欲しいです。それがこの募集要項の移管後の運営に係る基本事項かなと思います。
- ⇒ そうです。移管後の運営に係る基本事項が正しいものなので、それについて話をしていたら良いと思います。保護者の方にとっては不十分かもしれないが、最低当分の間である5年間は、影響のない形でやっていただくことを基本にしています。それ以外に、移管によって変わる良い面もあるので、その辺は協議しながら進めていただければよいと思っています。
- 募集要項について、全部で40項目以上を提案し、今回訂正してもらったのが20項目くらいです。全部がこちらの意見ではなく、省かれたものもありますが、理由を確認させて欲しい点がいくつかあります。例えば、保育士の項目について、新卒を1/3以下にするという条件になっていますが、保育の専門家である委員は、「1/3が新採では、実際現場は回らない。」と言われていたと思います。どういう理由で、1/3にするということになったのですか。
- ⇒ もともと1/3という数字は出ており、審議の中で、一旦は1/3にしておく形で、川北委員が持ち帰ることになりましたが、最終的には、一定の縛りにはなっており、また、基本的には担任の組み方、新採とどういうペアを組むとか、運営の部分が非常に重要だという意見があったので、1/3になりました。どの割合が正しいかは明確に出せない中、実際には体制のところできっちり考えていかなければならないという結論でした。配らせてもらった摘録にも記載してあります。
- 施設長に関しては、「いずれも常勤での経験」と書いてあり、これも川北委員の話ですが、保育士に関しても、経験年数は常勤が望ましいという話をされていましたが、常勤換算に変わっています。例えば朝と晩だけ来られているパートみたいな保育士もいます。その人はお

昼の経験は全然ないけど、経験年数はどんどん増えていくみたいなこともあったりして、それを常勤と呼ぶのはどうかと思います。多分川北委員も常勤を想定しているということは言っていたと思いますが、それを換算に変えてしまったのはなぜですか。

- ⇒ 個々の委員の色々な発言について、今おっしゃったような思いかどうか分かりません。あくまでもその場合どうするのかという想定でしかないのです、答えようがありません。
- だからこれで良いのかという質問なんです。あともう1つ、まとめて言わせていただきたいです。3ページ目の「障害児保育」について、障害の程度や内容によって受入れを拒否することなく障害児を受け入れることとありますが、市営保育所と同様の考え方となっています。「給食・調理」のところでも、現在と同様の考え方でありますが、現在の市営保育所の考え方は誰がどう伝えるのですか。保護者が「市営保育所はこうだったと思う。」みたいな言い方をするのも変だと思いますが、市に問い合わせ「これって市の考え方はこうなんですか。」と聞くようになるのですか。実際の運用上はどうなるのですか。
- ⇒ 基本的には、市の考え方については、市営保育所所長会が作成しているガイドラインがあり、今回の募集要項でも参考資料として添付することになります。ただし、障害児保育だけに特化したものではなく、保育全般の話であり、市営でも受入れにしてもアレルギーにしても給食にしても全部保育につなげているので、障害児保育に限ってというわけではないので、共通してそういう文言を入れさせてもらっています。基本的に一番最初に市営保育所の保育を尊重するという部分でかかってくるものではないかと思っています。
- これを保護者目線で読むと、今の市営保育所と同じようにやってくれるんだなという風には読めますが、穿った読み方をすると、「考え方で」という文言になっているため、資料を見て、「これを参考にしてうちはこう判断しました。」っていう風にされてしまうと、結局文言の意味がなくなってしまうかと思っています。「ガイドラインでこう書いてあるじゃないか」という話ですが、保護者がちょっとおかしいなと思ったときに、何を根拠に市の保育と同様の考え方なのか、そうじゃないのかっていうのを基準にしたら良いのかという話です。ガイドラインを基準にしたらよいのか、それぐらいしかないのか。「今まで聚楽保育所はこうだったからこうしてくれ」というのは、ちょっと言い過ぎなのではないでしょうか。
- ⇒ まず移管1年目は副所長が残り、その後も三者協議会があるので、例えば、市の考え方は説明できるので、そこでの話合いで質問に対してはお答えできるかと思っています。法人が一方的に「市の考え方はこうだね」と言ったときに、それについて誰も答えが分からないという状況ではありません。
- もっと具体的な話をすると、例えば、障害児保育について、実際障害児を持たれている方にとっては切実な話だと思いますが、市営保育所だったら入れたかもしれないけど、民間だと、電話しても見学も無理ですよと言われることも実際にあります。そういった対応をされたことについて、保護者は知りようがありません。そういう困っている方がいるのかも分かりません。その時の対応、万が一そういう困っている方が保護者と接触し、そのときの法人の対応は基本事項から外れているんじゃないかみたいな話をしようとしたら、何を基準にしたら良いのですか。ガイドラインを見るしかないのですか。
- ⇒ ガイドラインには、そこまで細かいところは書いていないかと思っています。
- じゃあどうしたらよいのですか。
- ⇒ 今言ったように、例えば三者協議会で「京都市はお断りはしていませんよ。」というのはちゃんとお伝えできます。
- あとすごい細かい文言ですか、保護者会の案では「差別なく」という言葉を入れていたかと思っています。実際、選定部会でも強く求めますと強調されていましたが、入れても良いのではないかと思いますが、なぜ外されたのですか。
- ⇒ 会議録を見れば分かるかと思いますが、岡委員から入れて欲しいという発言があり、最終的に部会長が確認した時に、岡委員は「受入れを拒否することなく」という文言につい

て、「差別なく」という意味合いで取られたかどうかまでは分かりませんが、文言そのものには納得され、こういう修正になりました。審議の流れとして、最初から「差別なく」にこだわっておられたのではなく、どこかで保護者の案を入れて欲しい趣旨をおっしゃったと思います。

○ 募集締切後、何団体が応募されたとかは分かるのですか。

⇒ 数はお答えできません。

○ 決まるまでは何も分からないのですか。

⇒ 例えば、1法人しか申請していないといった状況を答えることは可能です。

○ 締切の段階でですか。

⇒ 締切後、申請の有無や数はお伝え出来ます。例えば、1つしか申請がなければ、1つという数はお伝えはできますが、どんな法人なのか、学校法人とか宗教法人とかそこまではお伝えできません。申し訳ありませんが、このスケジュールでいくと1月には候補者が決まるので、それまではお伝えできません。

○ 1月に決定した時に法人名が分かるのですか。

⇒ そうです。

保護者の方全員に候補者決定をお知らせします。最終的に市会で条例改正が可決されれば本決定となりますが、候補者が決まったということは1月の段階で皆さんにお伝えさせていただきます。

○ 申請があり、保護者3名も含めて実地に行った際、ここはおかしいっていうのあったとしても、1つしか申請がなかったらそこに決まるのですか。

⇒ 市営と同じではないというところはあると思いますが、聚楽保育所の保育を引き継ぐことを基本に考えてもらいます。実地審査が幼稚園の場合、保護者は全然違ふとおっしゃるかも知れませんが、たとえそうであっても、募集要項を見て応募されている以上は聚楽保育所の保育を引き継いでもらわないといけません。ただし、最低点は7割なので、それ以上の得点が必要にはなります。

○ 点数は私たちにも分かるのですか。

⇒ 最後に公表しています。

○ 民間移管することについて、どのような形で子どもたちに伝えられるのですか。子どもたちは全く知らないまま、周りがめまぐるしく変わっていくことはどうかと思いますが、今までは、きちんと説明されてきたのですか。

⇒ 例えば、淀保育所の幼児クラスでは、移管前に引継ぎに来ていただく法人職員を子どもたちにも紹介しており、「このクラスに〇〇先生が来てくれるよ。」ということの説明しました。一週間に1回程度顔を合わせてだんだん仲良くなっていき、9月以降から引継ぎの頻度が増え、実際の保育を知るために4歳児クラスに入ったり、翌年度に進級するクラスの様子を知るために5歳児クラスに入ったりしていました。淀保育所でも、三者協議会において保護者から子どもたちへの伝え方について質問がありましたが、まずはクラスで担任から伝えていきました。子どもたちが自然に受けとめてくれるようにしたいと思っていたので、2月頃から各クラスの担任から伝え、法人職員からも「4月からみんなと一緒に年長の先生になるんだよ。」といったことを交えて話していただいたりしました。

○ 子どもが一番ショックなことは、4年も3年も一緒にいた先生が突然いなくなることだと思いますが、どう説明されるのでしょうか。

○ ちょうど一番敏感な年ごろなので、子どもながらにどう理解させたうえで、保育されたのかなと思います。

⇒ 市営でも、異動で半分以上の職員が替わることもあります。副所長に加え5人残りますので、全員いなくなるわけではありません。4月に全員いなくなると子どもたちにも影響があると思いますが、職員が残ることで多少和らぐと思います。



- その言い方はちょっとずるいと思うところがあり、移管後は基本的に市の先生は関らないようにされるんですね。
  - ⇒ 移管当初の4～5月は一番落ち着きがない時期なので、保育に入りながらフォローします。移管後は何も関わらないというわけではなく、その後落ち着いてきたら少しずつ離れるようにしています。
  - そのときに子どもたちに説明はされるのですか。子どもも聞いてくるとは思いますが、その時に、現場ではどう対応されているのですか。
  - ⇒ 移管後なので、基本的には法人の職員が担任になっているので、市職員は担任ではありません。
  - ⇒ 移管後の4月からは、法人の先生が主で保育しています。4～5月は進級によって部屋も変わるので、市職員も一緒にいてフォローしながら、子どもも順次慣れてくるという形です。
  - 子どもが移管前にいた先生が良いとか、特定の先生じゃないと嫌とか言った場合が気になります。うちの息子は環境の変化に順応しにくいタイプなので、とりわけそこを気にしています。
  - ⇒ その点については、市職員も関わっていかないといけない部分もありますが、法人の先生にも関係を作っていただかないといけないので、子どもの様子を伝えながら、全面的関わるのではなく、加減しながら法人の先生に関係づくりをしていただけるようサポートしています。
- 移管前の1～3月までは、担任予定者1名に週5日来てもらるので、その方との関係はできると思います。移管後、複数担任であれば、新しい職員が来られるので、その方との関係は4月以降になるとは思います。
- 毎年、年度初めは子どもがよく「行きたくない。」と言います。経験はしていますが、対応しきれない場合、保護者の悩みや不満について、もちろん保護者会も継続しているとは思いますが、現場の先生に相談したいです。そこでも難しい、手に負えない状況になってしまった場合、京都市に頼るというわけにもいかないのでしょうか。
  - ⇒ 移管1年目は元副所長と元担任が残っていますので、いろいろ話してもらえばよいと思います。法人の先生とも連携しながら、しんどい部分が少しでも楽になるように対応していただければよいと思います。やっぱり安心していただくことが一番なので、保育の引継ぎという面では、例えば運動会では、子どもたちが何をやりたいか、どういう経験をさせてあげたいかについては、先生が考えることであり、その土台のところをしっかりと伝えていきます。移管前後の引継ぎにおいては、丁寧な関わりをしっかりと伝え、皆さんの気持ちに伝えられるようにと思います。
  - うちも3歳児を預けており、年長児になる年に移管になります。上の子どもが聚楽保育所を利用していましたが、就学支援ノートを小学校に提出した際、ずっと見てくれて良かったなと思いました。ちょっと複雑な子どもでしたが、長年見てくれた先生が、3歳のときの様子から5歳のときの様子、小学校に就学するに当たっては、ここに気を付けた方がよいといった流れに加え、今の段階でここまではできているが、就学後はここが心配ですといった状況をノートに書いていただき、小学校にも引継ぎのうえ、校長先生と面接することになりました。この件があり、就学支援シートが大事なんだと思いました。今も小学校はそれをもとに支援計画を立ててくれているので、移管に当たって、年長児から法人の先生になり、今の担任が残ってくれるとはいえ、徐々にフェードアウトしていった際、その就学支援ノートをちゃんと書けるのかという心配があります。聚楽で見ていた先生に確認しながら、新しい担任が作ってくれるような体制になれるのか、1年だけの就学支援ノートになってしまうのか心配です。昔から見てきたけど、ここが心配だというような内容については、小さい頃からの成長を見てきて初めて書くことができます。就学後、保育所時代に課題だったところが出て来るとは思いますが、それを書けるのかなという心配があります。市営保育所だから

- 支援ノートを書くことも多いと思いますが連携できるものなのでしょうか。
- ⇒ 支援シートについては、民間園でも周知のうえ、使われているものなので、取扱いはい問題ないと思います。また、市職員が残り、引継ぎでも子どもの様子を伝えています。捉え方がそれぞれ違うので、法人の先生と市の職員とで見方が違うこともあります。支援シートが必要な子どもについては、移管前のことも含めて話し合いながら相談して進めています。
- ⇒ 淀保育所の場合はこれからになりますが、他の移管園では、残った元副所長と一緒に小学校に行ったこともあります。法人に分からない部分については、元副所長を中心に法人と一緒に対応すると思っていただけて良いです。
- 移管前から事前に相談しておいた方が良いということですか。結局多くの方が減り、6人になっちゃうんですね。
- ⇒ 年長児の個々の部分については、要録を引き継ぎます。  
0歳児から毎年、担任が要録という形でまとめています。こういう関わりをしてきたとか、こういう課題があるということを書き入れ、次の担任に引き継ぎます。新しい担任になった場合、それを見ながら保育するので、それが溜まっていくことになります。
- その資料は引き継いでもらえるのですか。
- ⇒ 全部引き継ぎます。基本今も同じですが、新しい担任になった場合、要録はすべて引き継ぎます。
- 文書として渡すのですか。
- ⇒ はい。要録については、保育所内でも共有しており、小学校にも送っていますので、6年間積み重ねてきたことはお伝えできます。民間でも同様にしているため、市営だけではありません。
- 民間移管なので、今の保育が引き継がれることが絶対条件だとは思っています。今は経験年数が豊富な先生が多いことで安定して保育できていると思っていますので、経験年数についての意見が採用されていないことが残念です。今の保育を引き継ごうとしているにもかかわらず、募集要項ではかなり門戸を広げており、認定こども園でも応募できる点は異質に感じます。今の保育内容が引き継がれるような法人が手を挙げてくれればよいのですが、それは蓋を開けてみないと分からないので、そこまで門戸を広げてしまう必要があるのかと感じます。
- ⇒ もともと、平成27年度の新制度施行に伴い、市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）を策定したときから、認定こども園も含めて、学校法人も対象にする形になっています。経験年数について、長ければ良いのかというと、積み重ねてきた自園の保育が染みついてしまっていることもあります。1番大事なことは、今の聚楽保育所の保育をしていただくことだと思います。全員が新採、ほとんどが新採など、全く経験ないのは無理があるので、ある程度経験のある保育士が必要という部分で、最低限は募集要項に入れさせてもらっています。幼稚園が保育所を引き継げるのかなど、いろんな不安があると思いますが、方針として、学校法人も含めて移管対象にすることは改定版にも書いている部分です。
- 経験年数のある方が具体的にきちんと保育できるのかは分からないというのもあり、一つの基準として、民間で研修を受けている方にやってほしいということで、キャリアアップ研修を案として提案しましたが、それも採用されていません。
- ⇒ 説明したと思いますが、ごくわずかな方しか受講されていない中で条件設定をするのはかなり厳しいです。
- そもそも、きちんとした保育ができる方に来て欲しいというのが大前提です。何を守ってもらうのかというところで、客観的な基準として経験年数があります。数字にも出て来て分かりやすいからお願いしました。先ほど言われたように、経験のある方がきちんと保育できるとは限りません。川北委員も似たようなこと言ってたので大丈夫かと思いましたが、キャリアアップ研修を修了しているかどうかを基準に設けるよう提案したにもかかわらず、両方

外されています。例えば、経験年数で一番分かりやすいのは施設長ですよ。京都市で33年、民間でも24年以上の勤務をされている方が平均なのに、今回の条件では、12年以上というものすごい短い経験です。半分以下の条件になってしまっています。それで移管後が大事ですという言い方をされていますが、1件しか申請がなかったら選びようがないので、基準をちゃんとして欲しいということをお願いしています。言われたように市の保育を引き継ぐに当たり、幼稚園が移管先になった場合、どうやって0歳児の保育を引き継ぐのか全然分かりません。やってみないと分からないと言われても、私たちは実験台じゃないという話です。認可保育所として運営して欲しいという案も1ページの2個目に書いてありましたが、平成27年の話をされても、聚楽はこの1回だけなので、聚楽の保育所に対して適当であるのか、そうでないのかという基準で話をしたいです。

- ⇒ もし仮に移管先が幼稚園だった場合でも、保育経験のない方が全員来られるわけではなく、一定の乳児保育経験も求めており、条件を満たす方が来ないといけないことになっているので、未経験者が来るわけではありません。キャリアアップ研修も全体の保育士からしたらわずかに数%しか修了していないと思いますので、それを条件にした場合、実際には応募できる法人が少なくなります。それこそ一番良いのは、ある程度の数の法人に応募していただいた中で、点数の良い法人を選定することです。キャリアアップ研修が浸透していない状況で、要項に入れるのは適切ではないという意見や、募集要項としてはある程度の条件として設定するほかないという意見は部会でもあったと思います。保護者の方にとっては、今のままが良いという気持ちはすごく分かります。一方、移管していくという方針の中、多くの法人に申請していただき、その中から良い法人を選べるという状況が望ましく、繰返しになりますが、キャリアアップ研修を全部受けている法人があるか分からない状況で条件として設定することはちょっと難しいです。
- キャリアアップ研修は例示しただけであり、幼稚園を対象にするのはおかしいという話です。保育所運営してもらうのに、保育所運営経験がない法人が対象になるのはおかしくないですか。
- ⇒ 保護者の方にとっては、そのように思われることは分からないでもありませんが、我々としては制度の中でなるべく聚楽保育所の保育が引き継がれるように進めていかなければならないと思っています。

②令和元年9月19日（木）午後7時00分から午後9時00分頃まで

- ⇒（京都市からの説明。内容は①と同等。）
- ⇒ 保護者会から御質問2ついただいておりますけど、後で説明させてもらった方が良いですかね。
- 個人的に質問したのですが、全体に関わることなので、今言っていたらよいかと。
- ⇒ 今回、御提案いただいた中では、反映していない部分の中で、「情報開示」の部分がござい  
ます。
- 保護者会の方で用意した資料の11、12ページ。11ページの下のところです。「情報  
開示」で、保護者会からの提案としては、「移管先法人は、年1回、保護者会と共催で、全  
職員及び保護者に参加資格が認められる総会を開催し、園の運営状況を報告・協議するとと  
もに、運営費の内訳を開示すること（保育士給与については総額のみ）」というところ  
です。要は、情報開示をしっかりとすることで、適切な運営がなされているかどうかというのを保護  
者がチェックできるようにと提案していたと思います。
- ⇒ その中で、ある委員からは、「社会福祉法人には資金収支計算書などの公表が義務付けら  
れているので、それ以上開示を義務付けるべきではない。」といった御意見がございました。  
ただし、この項目については、ほかにも御提案をいただいております。保護者会と共催で全  
職員が参加資格が認められる総会を開催すること、総会では園の運営状況を報告・協議する  
こと、また運営費については、内訳も開示することといった御提案をいただいた中、委員の  
方が社会福祉法人のことだけを発言されたことから、今回、学校法人や宗教法人、個人で運  
営されている方も対象となりますので、これをもって採用しないという議論はおかしいの  
ではないかという御意見をいただきました。この委員は、社会福祉法人はこういう風になっ  
てますという発言でしたが、そもそも聚楽保育所では、保護者会と共催で職員の方が総会に出  
席することもなく、通常、総会で園の運営状況を報告するような取組もあまり聞きません。  
市でも実施していませんが、そういった意見を踏まえて、「情報開示」の原案は、「保育所  
の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること」という条件になってい  
るので、特にこの項目については、これを修正するのではなく、現状のままで良いのではない  
かという結論になり、現状のままの形になっております。そこまで丁寧な説明まではありま  
せんでしたが、この内容については、部会長にも確認させていただくとともに、全委員にも  
報告しておりますが、特に御意見をいただくことはありませんでした。
- 選定部会が終わってから部会長に確認されたということですか。
- ⇒ はい。
- そのプロセスは公開されないですね。
- ⇒ はい。
- つまり、我々が何か確認しようと思うと、第5回選定部会の会議録を確認するしかないわ  
けですね。
- ⇒ はい。
- 公文書として残っているのもその部分だけだと思うんですけども、そうすると、記録の  
うえでは、社会福祉法人はこれくらいのこと公開してるからこういう条項は必要ないと土江  
田委員が言われて、安保委員も追認されたこととなります。
- 論理としておかしいじゃないですか。つまり、我々は宗教法人とか学校法人とかが応募し  
ても、社会福祉法人と同じような公開性を確保してくださいということで提案しているのに、  
社会福祉法人だったらこれくらいのこと公開するから、これは要らないという議論で採用さ  
れませんでした。論理的におかしいです。
- ⇒ 単独でそういう話ならまだしも、この項目については、総会を共催で開催し、職員が参加  
するとか、運営状況について報告するという部分についても、一定通常の民間園では聞か  
ない、京都市もやっていないという議論がありました。最終的には、皆さんが言った意見を総

じて、現状も社会福祉法人だけに限らず、移管先法人に対して情報開示に努めるという形にはなっているのですが、例えば学校法人、宗教法人は義務付けになっていないから公表しなくてよいというわけではなく、公開を求めることはできると思います。

- 保護者会と共催で全職員が参加する総会について、民間園でやっているところも当然ありますよね。川北委員がそんな例は知らないけどと言ったのは、あの方が知らないだけなんです。京都市も把握してないのですか。

⇒ 私は知らないですね。

- 事実としてそういうことはあるんです。聞いたことがないということに対して、「そんなことないですよ。」って誰かが言わなきゃおかしいのに、それもないまま進められた話なので、すごくおかしいなと。そういう園があるのを把握したうえで提案をしていることなので、結局不確かな情報で審議をされているということですよ。

無茶な提案をしているわけではなく、十分にあり得る提案として行っており、民間園になるから民間園ではこういうことをやっている園もあるので、取り入れたらよいんじゃないかという形で提案しているのに、そんなことは聞いたことがないと無視され、誰もそれに対して補足したり、訂正したりしない、傍聴席から発言してもそれは認められないわけでしょう。

- ⇒ 傍聴席からの意見を認めることはありません。まず、当然民間園で、実施されていることを提案していただくのは良いのですが、市営保育所を引き継ぐに当たって、現状やっていることを引き継げるようにしていきましょうということを進めているので、例えば、民間園ではおむつの処分をやっており、市営ではやっていませんが、移管後、法人が導入してくれるのであれば、それはそれで構いません。移管後、民間園でされていることを取り入れてはいけないと言っているわけではなく、現状を引き継いでもらうという中、今市営ではそういうことをしていませんという話が前提にあったと思います。

- そういう例を聞いたことがないという前提で話をされたらおかしいじゃないですか。

⇒ 我々も把握していないので、訂正も否定もできない状況でした。

- 知らなかったんだからしょうがないけど、そこはなかったことにされたまま議論されたわけだから、この議論は無効じゃないですか。だから専門家が集まっているんじゃないですか。

⇒ 専門家でも、総会に出てくるか出てないかまでは。

- いわゆる民主園と言われるところでは、だいたいやっていることなんですけど。

⇒ だいたいいつていのは何割くらいやっているのですか。

- 例えば、保護者が社会福祉法人だったら評議員に参加するとか、そういうこともあります。

もちろんだいたいいつて言ったって、いわゆる民主園が少ないのですが、やっているところはあります。いわゆる保護者の運営への参加、保育所運営に保護者が参画することによって保育の質を高めることは十分エビデンスのある研究成果として出ているわけですよ。要するに子どもの保育の質を向上するために良いことをやろうかっていう議論をしている時に、それ聞いたことがないからという議論はただ不勉強なだけなんです。

- ⇒ 議論そのものについて、色んなことを取り入れて良いことやっていこうという議論ではないと思います。募集要項を作っていく中で、現状の市営保育所の引継ぎに当たってという話ですので、良いことを提案されるのは悪いことではないんですけども、視点が違うので、そこは反映はされなかったという部分です。

- 反映されないにしても、あの理由で却下されたのはおかしいですよという話です。論理的におかしい話をして、それで却下されて、選定委員が決めたことですからって言われたら、論理的におかしい議論だったら、それは無効でしょという話なんです。この提案は募集要項に盛り込むには不相当だと、それは一つの結論だから良いと思うんですけども、論理的に明らかにおかしい議論をしたうえで、あるいは不十分な議論をしたうえで出された結論を納得しろというのは、すごく変な話じゃないですか。明らかに社会福祉法人だけを想定した議論で、宗教法人とか学校法人が応募しても同じような公開性を求めているんですけども、

社会福祉法人だったらこれくらいやってるからっていう議論で論理的におかしいでしょ。

⇒ 議論というかそういう意見もあったうえで。

○ 情報開示の話。総会の話は置いといて、情報開示の項目では、社会福祉法人だったらこれくらいやってるからという発言があり、「いや宗教法人や学校法人は良いんですか。」と言っても無視されるわけです。

⇒ 会議録では、そのようになっていますが、全体を見渡してその部分だけではないという議論があり、現状反映しないという結論は特に問題ないと思っています。

○ 結論じゃなくて過程がおかしいという話です。他の方の発言もあるんで、後で話します。

⇒ もう1点ですね。対等な関係についてです。

○ こちらで用意した資料で言うと、三者協議会設置要領で京都市案と保護者案が並列で載せてある資料3です。説明しますが、第1条のところで、「保護者と移管先法人が対等の立場に立ち、また京都市が必要な支援を行うこと」っていうのを保護者案として出してたんですけども、委員の方からは、「保護者と移管先法人が対等ではない。」、「対等だということに違和感がある。」、「移管先法人が責任もって決めたら良い。」といった趣旨の発言があり、保護者と移管先法人が対等であるという確認が取れませんでした。三者協議会なんだから、三者が対等だというのは当然で、当然だからわざわざこれは書かなくても良いという議論になるのかなと想定していましたが、そうではなく、保護者と移管先法人は対等じゃないという話でした。電話では言いませんでしたが、そもそも三者協議とは何ですか。一般的には、対等な三者が顔突き合わせるから三者協議って言うんじゃないかと思うんですけども、保護者と移管先法人は対等じゃないということが確認されてしまうと、京都市はどうなるのですか。三者のうち二者に、序列関係か上下関係か何て言うのか分からないですけど、対等ではない関係があるのであれば、京都市はどうなのですか。三者って京都市も入ってますよね。そういう疑問もあります。そもそも契約関係ですね、いわゆる福祉サービスの提供者と福祉サービスの利用者っていうのは対応な関係であるというのが契約関係の前提であるはずなんですけども、それも対等じゃないっていう風に委員の方が言われて、あれは全員が同意してますよね。対等と言うのはおかしいと、違和感があると。三者協議会というのは、三者が対等に話し合いをして色んなことを決定していく機関であり、協議の場であるはずなのに、あらかじめ対等じゃない力関係が決まっていれば、何のための三者協議会あるんだということに当然なるわけで、意味が分かりません。三者協議会なのに対等じゃないことが宣言されてしまったので、例えば、実際に三者協議会が始まってから、仮に何でもかんでも法人が決めてしまった際に、「おかしいじゃないか。」、「対等じゃないのか。」と保護者が地位確認を求めても、公式な記録として残っているものは、選定部会での両者は対等じゃないという発言だけなんですよね。それが結局ずっと記録として残ってしまうので、おかしくないですかと質問させていただきました。

⇒ 三者協議会は三者なので、法人、保護者、京都市の三者が対等に意見を言う、上下関係がないというのが基本だと我々も思っています。そういう中、例えば、保護者会の提案では、法人と保護者だけが対等で、京都市が対等じゃない形になっていますので、敢えて委員の方も、保護者と移管先法人の立場というのは、保育を受ける側と民間移管していく中での立場は違いますとの意見でした。一つの事実関係としては、一定は成り立っていると思います。京都市としても、三者が対等であるというのは、これまでからも考えているところではありますので、実際の運営でも、上下関係がないことはお伝えしていきたいです。

○ 立場が違うことと対等がどうかは別。立場が違うのは当たり前じゃないですか。

⇒ 話があったのは、対等という話じゃなく、立場が違うという話で、立場が違う者同士で対等じゃないという話が出ていたと思います。

○ この話にも関係すると思うんですけど、そもそも今日って何なのかというところなんです。先ほどスケジュールの御説明があり、じきに募集が始まる状態で、本日募集要項(案)の変更

を説明していただき、御承知置きくださいという趣旨のものなのですか。今回の修正内容について、保護者としては、やはり色々言いたいことがあります。募集要項（案）は最終版ではないという話ですけど、当然ほぼほぼ決まりの話であると思うので、先ほどのお泊まり保育などの細かい文言は別として、我々が今ここで何か意見を言ったところで、それを反映していただける余地は、実質限りなくゼロだと私は思っていますので、つまり御承知置きくださいという意味なのかなと思って、それはそれで不満はあるんです。それはともかくとして、記録としては、先ほどの対等ではないという確認とかしか残らない。部会後にこういった話が出ました、部会長と確認しましたとか、保護者会との話合いの中で対等だと市側からの御説明があったことについて、我々は分かりますけど、それはもう残らないんですよ。文章だけが独り歩きしてしまいます。当然三者協議会の位置づけもあると思うので、募集要項（案）をこれから作り直せというのは現実難しいことは理解しますが、第5回選定部会の摘録に、その後の補足説明のような形で、三者は対等で、例えば、法人の方に実質責任があるので、立場が違うという意味での対等ではないということを確認したとか、情報開示の件では、こういう経緯があって、こういう了解で部会長と確認を取ったとかそういうことを補足文章として残しておくことは可能ですか。

- ⇒ まず、この説明会を何のために行っているのかにつきまして、選定部会の内容は会議録と資料をお配りさせてもらっているの、細かな部分はそちらを見ていただければ、納得するかどうかは別にして理解はしていただけたらと思います。そのうえで、今日は最終的な変更点の説明をさせてもらいました。今後のスケジュールについても、何も説明していませんでしたので、説明するとともに、疑問等についてお答えしていくというのが主になります。お問合せについて、この説明会は、摘録という形で内容をまとめますので、応募される法人がしっかり確認できるように、募集要項そのものに付けるということにはできないまでも、保護者のページと同様に参考資料として摘録を添付することは可能だと思っています。
- 私が事前にしてた2つの質問に対して答えていただいている途中だと思いましたが、この後同じ質問をしようと思っていました。選定部会終わった後の立ち話では、致命的な修正ポイントがあれば、変更の余地はあるとおっしゃいました。要するに京都市と選定部会との関係がよく分からないんですけれども、選定部会の審議を京都市はただ追認するだけなのですか。でも、決定は京都市が取るんですよ。私ずっと選定部会が募集要項（案）を決定すると思っていたのですが、違うんですね。
- ⇒ 選定部会の審議内容を踏まえて、最終決定行為は京都市で行います。
- だから、まだ不十分な点を修正することは、京都市としてできないわけではないんですね。
- ⇒ 部会の審議内容は尊重させてもらうので、違法だとかそういう致命的な部分がない限りは修正はないとお伝えしておきます。
- 保護者と移管先法人は対等なんですね。京都市も含めて。
- ⇒ 三者が対等なので、上下関係なく三者協議会で意見は言っていただくことにはなります。
- 対等な三者が審議をして決定する場が三者協議会だという理解で良いですね。
- ⇒ はい。
- 今口頭で言われたのは、後で記録にも残るし、それが公式見解ということでよろしいですね。
- ⇒ はい。
- 別に騙そうとしてるとかじゃなく、基本三者協議会で決定するんでしょ。三者協議会には決定権はないんですか。
- ⇒ 三者で話し合い、別に多数決を取るわけでもなく、三者が合意しながらやっていくのが基本です。
- とにかく確認したいのは、三者が対等な関係であるということです。選定部会の翌日に村上課長に電話したとき、選定部会の見解を京都市として追認するんですかと聞いたら、追認

するとおっしゃったので。

- ⇒ はい。立場が違うっていう議論については、ちゃんと行われた部分ですけど、三者協議会の三者が対等という部分は、元々言えることだと思っています。
- じゃあ、保護者対応のところはどうなんですか。移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認めていうのに対して、いや両者は対等じゃないことが認められたので、この文言は要らないという風に削除されました。その意見も追認されるのですね。
- ⇒ 基本的に立場が違うという意見で言えば、追認の形にはなりますね。

【補記】

保護者会の提案において、「三者協議会の設置」の項目では『保護者』、「保護者対応」の項目では『保護者会』となっており、両者は異なった表現でありましたが、事務局として訂正できないまま審議されました。

ただし、審議においては、訂正できなかった意見のみで反映しなかったものではない（第5回選定部会摘録参照）ため、再検討を行う必要はないと考えます。

- 立場は違いますよ、当然。我々と皆さんだって違うわけだし、法人と言うか運営者、サービス提供者と利用者の立場が違うというのは当然です。立場は違うけれども、関係性は対等だということを確認するための文言じゃないですか。我々が保育提供するわけじゃないんだから、提供者じゃないですよ、利用者じゃないですか。京都市はそれを指導監督する立場とかなんとか、違うわけでしょ。だから、立場は違うけれども、三者が対等なんだっていうのを確認したいです。
- ⇒ 三者協議会の話で言うと、三者が上下関係なく話をするっていうのは、私がお話させていただきました。
- 保護者会とか保護者と移管先法人は対等じゃないんですか。
- ⇒ 立場が違うことについて、ある種間違いではないという部分で追認しました。
- 分かっています。立場は違うけど対等なんですよ。
- ⇒ 三者協議会は対等に話をする場なので、対等とは取えて書かなくてもよいと思います。
- 利用者とサービス提供者は対等な関係ですよ。
- ⇒ 全てにおいてそうかという。
- 違います。それは民法に反する話です。民法での契約という概念は、対等な関係性の中での自由意思による契約っていうのが、民法で規定する契約なんですよ。実際には色々対等じゃないことは現実にはあるけれども、それをできる限り対等に近づける努力をしないとイケないわけで、それを対等じゃないからこの文言入れなくても良いよねって話にはならないし、実際に対等じゃないから対等じゃないんじゃないかと、本来は対等じゃなきゃいけないんだけど、実際には現実にはなかなか難しいから、できる限り対等に近づけるといのが本来のあり方で、対等じゃないことが確認されたからこの文言は要らないっていう話にはならないでしょ。
- ⇒ 契約か措置かという2択で言うと、どちらか私も答えられません。
- 保育所措置制度は1998年に廃止されてます。昔は保育に欠ける者が対象だったけれども、今は保育を必要とする者になりましたよね。これは、保育に欠ける者を救済するという概念から保育を必要とする者に必要に応じて提供するというところにそもそもの基本的な考え方が転換されたことがそこで確認されたわけだから、契約という物買う物売る、お金を払うそれに対してサービスを提供する、そこがもう債権と債務の関係で、同列なわけですよ、立場上。もちろん、力関係が現実的に生じるんだけど、そういう話ではなくて、契約である以上、サービスの提供、サービスを利用する者というのはどっちが偉いとか偉くないとかっていう話は、とっくの昔に終わっていて、当事者間は対等な立場であるというのが、とっくの昔に議論して終わっているわけですよ。なので、三者が対等な立場に立つというのを確認



的に文言として入れることに違和感があるというのは、理解できません。もちろん実施する責任、運営側の運営責任っていうのは当然あり、そこは当然仕事が違うんだから立場が違う、立場が違うイコール対等ではない、言葉の話だけなのかもしれないけども、そこにひっかかりを感じるというのでしょうか、立場が違うから対等ではないでしょうっていうのは、申し訳ないけども、御認識を改められた方が良いのではないかなと私は思います。

⇒ 御意見としては伺いますが、ただ部会の審議として、一定立場が各々違いますという話があり、ある種それは間違いでもない京都市として認識しています。

○ 情報開示を求めたのは、よその園でやっているからっていう理由ではなく、やっぱり園の運営状況がどうなのか、実際他府県で移管された園を見てると、経営上の理由でとか、やっぱり経済的な部分で閉園しているところがいくつもあり、特にこども園に多いんですけど、こども園って何っていう風にサイトとか検索すると、最初に出てくるのは、変わりありませんよとかそういうのなんですけど、次に出てくるのが、コンサルタント会社、こども園にすると、こんな経済効果とか経営上のメリットがありますというのが出て、ぜひうちに御依頼くださいっていうのが出てくるというのを見ると、お金の目的でこども園を運営し、結局思ったより儲からずに閉園している園が多いのではないかと感じてしまうんです。それも含めて、経営状況や配分状況を見たくて提案したのに、こんなケースは知らないって言われて一方的に却下される、それも全ての民間園を知っているわけじゃないからと言うけれど、その前提で話をしてるわけじゃないですか。もっと良いことだってあるよ、移管された方が良いことだってあるって言われてるのに、なんで一番基本的な経営っていうところを私たちは見られないのか、その後、経営が立ち行かなくなりましたとか、難しいから上乗せ徴収負担集めますよってなったときに、誰が損害を被るのかって思ったら、ここは必要な部分だと思っただのに、それを傍聴席からは発言することができず、こういうのを入れたのに、こちらの意図を何も汲み取らずに却下されています。決定事項として、こうやって決定しましたよって説明されて、納得してくださいって言われても納得できないし、三者協議会とか先ほど話が出たけど、そうしたら全く拘束力がなくなり、法人が一番強いことになってしまう、支援とか実際指導する京都市もそれに対してノータッチ、そんなことあったのみたいな感じで言われると、私たちは何を基に法人と話し合い、合意を進めていくのか、結局法人が言ったことに対して、合意という名の認めざるを得ない状況に追い込まれるんじゃないかと思うんです。先ほど、対等かどうかという話があったけど、数年前ある病院で、看護師さんが「あんた自分が患者やということ忘れんときや。」って言ったことが虐待として認定されているんです。それくらい今もう対等な立場っていうのは当たり前であり、サービスを受けている立場だと言うこと自体が虐待なんです。それを当たり前を受けてる者は下でしょと、わきまえなさいよという発言で、違和感があると発言された委員もいたけど、選定委員のうち3人は少なくとも違和感でなくて、違うよねという言い方、サービスを提供している側が強いに決まってるよねという言い方をしたんです。三者協議会は平等ですって言ったけど、日常の保育では、子どもは低いのですか。苦情申立ての方法が書いてありますが、そのようなことをしたら、私たちはどんな目に遭うんだろうと思います。サービスを受けている側が何苦情言うとするんや、わきまえろよって言われたら、言いたいことも言えなくなります。私は良いけど、子どもがどんな目に遭うんやろって思ったら、我慢するだけになっていまいます。そんな保育サービスなんかサービスなんやろかって思っちゃうんです。引継ぎに関しては、今の関係性、どういう風に運営しているかも含めて法人に示していく義務があると思うので、こういった保護者提案をさせてもらったのに、そこを汲み取らずに委員が審議した内容を指導することもなく、そこは平等っていうことにはなってるんですって言うわけでもなく、ただ進めていくっていうのを見ているだけの京都市の対応もいかなものかと思うんです。確かに審議の決定事項に口を挟むのは違うとは思いますが、その拘束力とか、三者協議会ってどれくらい強いものなのかっていうのをしっかりここで決めとかなないと、それこそさっ

きの崇仁の話ではないけれど、決定した後にすごいことになる。法人が勝手にやっちゃうよとか、京都市に言ったけど、京都市も何もしてくれなかったということになると、私たちや子どもが困るんです。なので、そこを確認しておきたいです。どういった面で平等というか対等で、どういった面で立場が違うのか、立場が違うというのがどういう意味を指すのか、そこはやっぱり見解として知っておかないと、心構えもできないので、立場が違うと対等ではないというのが、私には理解できないです。

⇒ 繰返しになってしまうんですけど、三者協議会の中では、皆さんの御意見や法人からの提案もあり、そこは三者で話をする中で、やはり基本的には、移管後の運営に係る基本事項において三者協議会で決めていくことにしている部分、行事にしても合意を得ることに文言を修正していますので、基本的には、ここにこう書いてありますよねと保護者の方が言っていたら、我々もそこに書いてあるので、ちゃんと伝えていきます。決して三者協議会の中で法人が言ったことが全て通るってことではないという部分はお伝えはしておきたいと思えます。

○ 去年の会長がおっしゃられましたが、我々は子どもたちを人質に取られているようなものなんです。ずっとこの移管の説明を受けて、確かに子どもたち人質みたいにと取られていると感じていて、私たちが意見することによって、子どもたちにどのように返ってくるんだって、それが不安です。どうしても、私たちはその点で言うと、口を嚙む側に回らなきゃいけない、そうなってくると、やっぱり将来的に移管後、弱者の立場になっちゃうんじゃないかなと思うんです。市民ですよ。市役所の方ですよ。市民守ってくださいというのをすごく思います。

⇒ 我々としても、当分の間という期限の中、三者協議会を含めて、当然皆さんの御意見を聴きながら法人と話をしていくというスタンスで進めていきます。ただし、当分の間で終わりかという、ほかの民間園と一緒に、京都市が何もしないわけではなく、一定の民間園の窓口も我々幼保総合支援室という部分になっていますので、直接関わってくることもございますので、もう終わりというわけではなく、京都市としての対応はしていくので、今後もやっていきたいと思えます。

○ 法人、京都市、保護者が対等だと言ってこられたと先ほどおっしゃってたと思うんですが、そのことを選定部会の方は御存じないんですか。対等じゃないという発言が出るのがなんか変かなと。

⇒ 言ってきたというか、実際の三者協議会では、そうやって運用してきたという話です。

○ 例えば、淀保育所の話で、引継ぎ保育士の引上げ時期についても、1年間で最後の3箇月が手厚く、週5日来てってということになってるのに、なぜ7月に8月いっぱいでの引上げが決定されたんでしょうか。一番薄い時期を4箇月しかしてない段階で、それも三者協議会に諮るって言ったのに、諮らずに決定した。

○ そのことを京都市は知らなかったんやろかって思ったのがあって、保護者会の方が動いて、差止めになったのか分からないですが、でもそのプロセスが許されている時点で、明らかに上下関係、力関係ができてるじゃないですか。

⇒ 引上げに関して言うと、そこは京都市が最終的に決めていった部分になりますので、法人が一方向的に引上げを決めたわけでもなく。

○ 保護者を介さず、三者協議会を開かずに二者で決めたということですか。

⇒ 最終的には京都市の方で判断したという部分はあり、保護者懇談会でクラスの状況を見て御意見を聴いて決めていきますという形を三者協議会で説明しました。その上で、懇談会を開き、2クラス具体的に提案し、1クラスはもう少し必要で、もう1クラスは引き上げても残った保育士でフォローできるという判断で決めました。

○ 知らない間にそういうことが進んで、最後いきなり言われても、多分ほとんどの保護者はその場で判断できないじゃないですか。そういうことが起こることは想定してなかったのか

もあるし、実際起こったのなら、今回それを起こさないためにどうするかっていうことを本当は話し合わないといけなかったんじゃないかと思うんです。これまで10箇所移管された中で、大なり小なりどこも問題が起こって来たのであれば、それを改善するための要項(案)でないといけなく、遵守事項も著しい違反があった場合についても、どこから著しいと呼ぶのかと聞いたときに回答できませんという返答でした。著しい違反というのは、1項目でも完全にこれは違反してる場合、これは著しい違反になるのか、全ての項目に反したら著しいになるのか、刑事罰をくらうようなことがあったら著しいなのか、全く分からない、そしてこれもう骨抜きなんです。京都市にはしっかりと提案というか審議をお願いしてもらおうとして、拘束力をどう持たせるのかっていうことを言って欲しいんだけど、言わないままに今日を迎え、どうするんだろうっていう。で、説明して答えて欲しいんですが。

○ 保護者からすると、移管後の運営に係る基本事項と三者協議会っていうのは、本当に保育の質をキープするための最後の生命線だと思っているんですよ。委員からは、この移管後の運営に係る基本事項も、項目どおり実施できるとは限らないみたいな発言がありました。すごく驚いたんですけど、項目によって対応を変えなければいけない、つまり移管後の運営に係る基本事項っていうのは、絶対に遵守するのが基本という認識で良いですよ。

⇒ 認識は正しいです。例えば、費用負担の部分で言うと、移管前から入っている子どもは費用負担は変わりませんが、新入児は費用負担が変わることの説明を受けたうえで入ってくるということなので、そのことについては、一定保護者が全員関わらない部分もあるので、項目として当たらない部分もあるであろうという話があったと思います。

○ 今の基本事項だってそうなるでしょ。項目によっては、対応を変えなければならないっていう部分は、非常に不信感を持ったんですけども。費用負担の話ですよ、そのときは。基本事項は絶対遵守するものですよね。

⇒ はい。

○ 対等ということに関係しますが、第三者評価の結果を公表すること、改善策を市に報告することになりましたが、その後はないんですか。その後というのは、つまり保護者に対する説明はないんですか。

⇒ 三者協議会でも報告しますし、保護者の方にもお伝えするという事は部会の中でも話されていまして、保護者に公表しないということはないです。

○ 基本事項を読む限りでは、市の報告までで止まっているわけですね。

⇒ 文言としては、市に報告するという形です。ただし、会議録には保護者にも報告すべきだという部分は確かにありましたので、そこは保護者に報告しないということにはなっていないです。

○ 京都市の財政状況とかを考えて、令和3年度に民間移管がもう確定しているという状況の中で、こういった説明会を実施していただいているという現状だと思うんですけど、今色々なお話聞かせていただいて、最終的に子どもが大事なんです。うちなんか特に出来が悪いやんちゃ坊主で、毎日ケガして帰ってくるようなやつなので、すごい心配なんです。親としても初心者身なので、こういう保育施設で成長している子どもを見てる中で、本当詳しいことは僕は分からないんですけども、机上の理論であったり、スーツ着られた方々の話ももちろん大事だと思うんですけど、本当の意味で子どもを優先していただける京都市であって欲しいと思いますし、京都市で子どもを育てて良かったなと思える体制にしていきたいなと切にお願いします。以上です。

⇒ はい、分かりました。

○ うちの子どもは御存じのように結構な希少疾患なんです。うちと同じタイプの人が京都市で出てくる割合は10年に1人くらいだと思うんです。保育士の先生も経験のある方をぜひ雇って欲しい、雇用して欲しいって言ったら、障害とか病気はとはおっしゃらなかったんですけど、障害のある子はすごい種類がいっぱいあるから、入ってから研修すればよいと、そ

- ういう話もありましたが、民間園って経験を理由に断られることが非常に多いので、差別なく受け入れてくださいっていう風に書いたんですけど。
- ⇒ 受入れを拒否することなくという部分を明記させてもらってます。先ほど皆さんに説明させてもらいましたが、市営も経験がなくても受け入れているっていう部分があります。
- そんなことを理由にして断られたことはないんです、見に行く時点で。実際は入れたかどうかは別で。京都市に限ったことじゃないんですけど、見に行く時点でお断りされちゃう。自分の子孫の話をしたらあれですけど、10年に1回くらい出てくるんですよ。似たような人は多分いっぱいいると思うんですけど。
- ⇒ 我々としては、移管後の運営に係る基本事項については、法人に伝えていかないといけないと思っています。
- 障害を理由に見学を断ったら、障害者差別解消法に抵触するんじゃないですか。それを指導・監督するのはどこですか。
- ⇒ 市の仕組みとしては、所管として保育所の部分なので、幼保になるかもしれませんが、最終的には、そこか障害、京都市で言えば、京都市の障害保健福祉推進室が所管するとは思いますが。
- 今回決まった募集要項で、これで本当に市営保育所の保育内容や保育の質っていうのを引き継ぎながら維持しながら、滞りなく移管ができるんですか。保護者の提案については、もちろんできることできないことあるのは分かってますけども、子どもにとって一番良い状態を維持するにはどうすればよいかっていう、いわゆる最善の利益、子どもにとって一番良いことはどういうことなのかっていうことを考えたうえで提案をしていたつもりだったと思うんです。それに対して、選定部会での議論は、現実的にはこんな無理とか、応募する法人の負担になるからとか、そういうような議論でそれが次々次々却下されていく。選定部会の中で子どもにとって一番良いことはこういうことだよって、保護者の案と選定委員とで戦わせるっていうことが全然なく、保護者の案については、子どもにとって一番良いのはこういう保育だろうなって思って作ったものですけど、委員とは考え方違う部分もあるかもしれないから、委員が考える子どもにとってはこれが一番良いんだっていうところで意見の違いがあって、最終的に何か決まってくんだったら良いけども、あの中で本当に子どもにとってこうすべきなんだとか、こういうのが良いことなんだっていうことを優先的に考えて審議した人は本当にいないなって思いました。このまま募集して、移管先法人が決まって、引継ぎが始まってっていう中で、本当に京都市営保育所が大事にしてきたものっていうのが引き継がれるのか、保育の内容とか質みたいなものが、こっちは自分たちの子どもの育ちを一番大事に考えないといけない。
- ⇒ 皆さん色々同じような形で思われるとは思いますが、募集要項、例えば、保護者の方の案であれば、必ず市の保育が引き継げるかって言うと、私はそうだとは言い切れないと思います。やっぱり、ある程度条件付けというのは必要だと思うので、今回の募集要項がありますけども、最終的にやはり法人が市営保育所を引き継いでいこうという思いをどれだけ持っていたか、どれだけちゃんと京都市が伝えられるかという部分が一番大事で、それがあって初めて引き継がれるものだと思います。そんなこと信じられないから、条件付けがあって初めてだというのは分かるんですけど、どれだけ条件があっても、そこがないとできないと思うので、実際に決まった後、きちんと京都市も入ってやっていかないといけないという部分だと思いますので、この通りやれば必ずかっていうとなかなか、これを踏まえて実際やっていかないといけない部分に頼るしかないと思います。
- 起こってないこと言ってもしょうがないんですけど、引継ぎって上手くいってるんですか。
- ⇒ 保護者と新しい法人との信頼関係というのが一番大事なところなんです。保育の引継ぎそのものは職員が伝えさせてもらっているんで、最終的には、法人と保護者の関係が一番大事とは思っています。

- 転園したとか辞めちゃったとか、先生方もそうでしょうけど、実際在園していた子どもが辞めたとか退園したとかっていうケースは実際どれくらいあるかってすごい分かりやすいと思います。
- ⇒ 転園の理由で、実際移管が原因というものは聞いていないです。
- 京都市は移管を理由に転園した人がいるってことを認めていないんですか。
- ⇒ 法人が決まり、移管前に転園されますかということはお聞きしていますが、移管後転園される方は把握していません。
- 実際の保育受けてみたらとんでもなかった、うちの子全然ここではやっていけないって。
- ⇒ そういう方はおられませんでした。
- 転園した例は、保護者間では色々情報共有があるんですけども、それは公式には京都市として把握していないのですか。
- ⇒ はい。
- 新聞報道とかされてはいますけど。
- ⇒ 新聞報道とかはありません。よく例であるのは、勘違いしておっしゃっているのか分からないですけど、乳児保育所からその先自由に選べる中で、移管先法人が運営されている保育園に行かれて、そこを辞められたっていう方はおられますけど、移管した保育所の中で辞められたって方は我々は聞いていません。
- これは、じゃあ虚偽の報道、報道が間違っている。
- ⇒ 事実ではありません。
- 引継ぎで入った保育士について、今回原則6箇月以上は残るように縛りができましたが、実際、結構辞めている噂を聞くんですが、そこは把握されていますか。
- ⇒ 乳児保育所の移管の頃はそういうことがありましたが、乳児保育所以降の移管では、そんなにたくさんの方が辞められたことはないです。
- 市営の保育を引き継ぐために、引継ぎに来るわけですね。ところが、移管されたら、すぐ異動になっちゃったとか、辞めちゃったとか、結局引き継いでいないということはないですか。
- ⇒ 1年目はそのまま残っていたと思います。
- 市営の保育士が残る期間は決まっておらず、最長が決まってるだけですね。
- ⇒ 最長は1年です。
- その保育士について、これも噂なんですけど、基本あんまり保育に参加しないと参加させないという話をよく聞きます。これはその法人の方針なのかなと思ってたんですが、京都市の方針としてそういうことをしているのですか。
- ⇒ そうです。
- 噂によると、引継ぎ10箇条だか移管10箇条みたいな文書があるらしいですね。引継ぎのために残った保育士に配布する文書があると。
- ⇒ はい。
- 引継ぎで残る保育士に渡していることについて初耳だったんですけども、今まで公開されてない話ですね。
- ⇒ そうですね。特に公開すべきものという認識はありません。
- 情報公開請求できますよね。公文書でしょ。
- ⇒ はい。
- 子どもに心を残さないという内容の文書かと。
- ⇒ その部分では、今担任している子どもとは、本当に一生懸命やっていると思うんです。法人に切り替わっていく中で、法人の担任がいます。そして、サポート的な形で、子どもの様子とか保護者の対応も引き継ぎながら保育をしていくわけです。そのために京都市の職員が残っており、本当に子どものこと好きですが、やはり子どもと密接な関係をずっと続けて

いると、法人の担任とも関係をしっかりと作ってもらえず、保護者の方も不安になり、子ども自身も楽しい保育にもならないといった中、市の職員は子どもと心を残すという表現が良いのか悪いのかは分からないですけども、そこはある一定決めて法人にお渡しするという心構えというか気持ちの部分があると思います。

- その説明自体が初めて聞く話で、つまり今までは、市営の保育士が一定期間残るから大丈夫みたいな話でした。どういう方針で保育に臨むのか、そんな文書あるってことも説明を受けていないし、それはこちらが質問しなかったらおっしゃっていただけなかったわけですね。
- ⇒ そうですね。
- 文書の存在云々は良いんですけども、法人の方針で市営の保育士にあまり関わらせないのかと思ったら、京都市の方針としてそういうやり方をしているということですね。今初めて聞いた話なので、市営で残った保育士に対し、京都市としてどういう指示を出しているのかというのは分かりません。これは今まで出たことない話ですよ。
- ⇒ はい。
- だから、私今移管10箇条かなんかの話聞いて、すごいびっくりしたので、正式な文書の名前をまた教えてもらえますか。
- ⇒ はい。
- 来年度第三者評価って受けるんですか。
- ⇒ はい。受けるべく調整しています。
- 以上です。ありがとうございます。

(説明会終了後)

- 聚楽保育所が認定こども園になるかどうかは、いつ分かるのですか。
- ⇒ 法人が決めるので、認定こども園になるのか、ならないのかは分かりません。
- 認定こども園になると直接法人と契約することになり、法的に京都市が関与しなくなります。
- ⇒ 法人と契約するので、保育料は京都市に支払うのではなく法人に支払うこととなりますが、利用調整等、京都市の関与については、認可保育園と同様に対応していきます。
- 認定こども園になると、幼稚園（1号枠）の児童と入り乱れて保育内容が変わるのではありませんか。
- ⇒ 1号枠については、京都市において現在の定員の3%までと上限を決めており、定員が100名なら3人までとなるため、保育内容が変わるものではありません。
- 他都市で問題になっているのではないですか。
- ⇒ 自治体によって、1号枠の取扱いは異なります。京都市においては、3%の上限や認可保育園と同様の対応を実施しているため、安心していただきたいです。
- しかし、聚楽保育所が認定こども園に移行するに当たり、重要事項説明書に同意しないと退園しないといけないのではないですか。
- ⇒ 確かに同意しないければ、そのようなことになるとは思いますが、基本的に保育内容が変わらないこと、対応が認可保育園と同様であることから、認定こども園に移行するから転園を考えると状況にならないと思います。また、認定こども園になると上乗せ徴収もありますが、移管前の児童については、費用負担が増えるには保護者の同意が必要なので、同意なく費用が徴収されることはありません。